

教教第 1 1 9 7 号  
令和 3 年 4 月 2 7 日

各市町組合教育長 様

兵 庫 県 教 育 長

### 職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、各職場においても取り組んでいただいているところですが、兵庫県内の新規感染者は増加の一途をたどり、4月25日から緊急事態措置を実施することとなりました。

3月中旬以降、教職員の感染や、感染した家族の濃厚接触者となるケースが急増しており、教職員一人ひとりの感染拡大防止のための自覚と行動が求められています。ついては、別紙により、常勤・非常勤を問わず、全教職員を対象とした「感染防止対策緊急職場会議」を必ず開催し、あらためて教職員の健康管理や職場内の感染防止対策を徹底してください。

また、最近は特に、家庭内での感染が5割を超えていることを踏まえ、家庭内での感染防止にも十分に留意するよう周知徹底願います。

## 職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について

### 1 職場における対策の基本的な姿勢

新型コロナウイルス感染予防に向け、県対処方針に基づき、職場や職務の実態に即し、各職場において全力を挙げて取り組むこととする。

#### (1) 職場における感染防止の考え方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの「密」を避け、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部における県対処方針の内容を率先して遵守するとともに、各所属においても職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいく必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全教職員に伝えていくとともに、取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた教職員一人ひとりの行動変容を心がけることが重要である。

#### (2) 感染拡大を予防する新しい生活様式の定着

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、新しい生活様式の趣旨や必要性について、別添3等を活用して教職員に周知を行い、日頃から3つの「密」（密閉・密集・密接）が発生する場所を徹底して避けるなど、感染拡大を予防する「ひょうごスタイル（新しい生活様式）」に取り組むこととする。

### 2 職場等における感染防止対策について

#### (1) 職場内での感染防止行動の徹底

##### ア 換気の徹底等

- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を開けて換気を行うこと。特に会議はできるだけ窓を開けて行うこと。なお、冷暖房運転時においては、窓の開放時間を調整するなど室温等に十分配慮して、適切な換気に努めること。

##### イ 接触感染の防止

- ・ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。
- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 職場内で教職員等が触れることがある物品・機器等について、できる範囲で消毒を実施すること。
- ・ 物品、パソコン等については複数人での共用をできるだけ回避すること。
- ・ 来校者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

## ウ 飛沫感染の防止

### (共通)

- ・ マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間に十分な距離の保持(1メートル以上)に努めること。
- ・ 会話や発声時には、特に間隔を空ける(2メートル以上)よう努めること。

### (窓口業務)

- ・ 県民への窓口業務等については、職場環境に応じて密閉、密集、密接とならないような方法により実施すること。

### (食堂等)

- ・ 食堂等での感染防止のため、できるだけ座席の間隔を空けるとともに、対面座席を避けること。また、マスクを外しての会話を控え、会食後は速やかに退出すること。

## エ 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・ 職場において、教職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。
- ・ 疲労の蓄積は感染しやすくなるおそれがあるので、長時間の超過勤務等を避けること。
- ・ 教職員一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるよう注意喚起すること。
- ・ 出勤時の自宅での検温を徹底すること。

### (2) 会議・研修等を実施する上での感染防止行動の徹底

- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・ 会議・研修等を実施する場合には、定員の半分以下(上限5,000人)の参加人数を目安とし、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行い、飛沫感染の防止や換気の徹底等の措置を講ずること。

### (3) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底

- ・ 効率的な業務執行に努め、教職員が早期退勤できるよう取り組むこと。
- ・ マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 出勤・退勤時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒をできるだけ徹底すること。
- ・ 通勤時、出張時の移動においては、電車等の車内換気に協力するよう周知すること。
- ・ 通勤時、出張時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合に

は、 unnecessaryな会話等を抑制させること。

#### (4) 時間外等における感染防止行動の徹底

- ・ 不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・ 時短要請に応じていない飲食店等に入入りしないこと。
- ・ まん延防止等重点措置区域、緊急事態措置実施区域等感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること。
- ・ 歓送迎会や、大人数・長時間の飲み会は自粛すること。また、まん延防止等重点措置期間中、緊急事態措置実施期間中は、少人数であっても極力、飲み会を避けること。
- ・ 感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること。
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システムの利用登録や接触確認アプリ(COCoA)のダウンロードを推奨すること。

#### (5) 感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底

感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等

#### (6) 家庭での感染防止対策

- ・ リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底等、「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること。
- ・ 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒等「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること。
- ・ 毎日の検温等の家族の健康管理、発熱等の症状がある場合の外出自粛・かかりつけ医への相談等、「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること。

### 3 教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応について

教職員及び同居する者等に風邪症状が見られる場合や教職員本人が感染した場合等には、別添4「新型コロナウイルス感染に関する教職員のサービスの取扱いについて」に従い、特別休暇など適切に対応すること。

## 【参 考】

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実されているところであるので、厚生労働省ホームページや兵庫県ホームページを確認すること。
- ② なお、上記の厚生労働省ホームページでは、厚生労働省が妊婦の方々に向けた新型コロナウイルス感染症対策についても取りまとめているので参考にすること。

教教第1197号  
令和3年4月27日

各教育事務所長 様

教 育 長

**職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について**

このことについて、別添写しのとおり貴管内の各市町組合教育委員会あて文書を送付しましたのでお知らせします。